

小牧市地域密着型サービス事業者募集要項

令和7年度募集分

令和7年5月

小牧市

1 募集の趣旨

小牧市では、介護を必要とする高齢者が住みなれた地域でできる限り生活が続けられるよう、適正な整備を図ることを目的として、2で示す地域密着型サービスの事業者を公募するものです。

2 募集する地域密着型サービス整備地区、整備数及び定員

募集する地域密着型サービスは次のとおりです。

地域密着型サービスの種類	整備地区 (日常生活圏域)	整備数	定員
認知症対応型共同生活介護（介護予防を含む。） →介護保険法第8条第20項に規定する認知症対応型共同生活介護、及び第8条の2第15項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護	小牧西部及び北里を除く圏域	1箇所	5～9人 × 2または 3ユニット

3 応募事業者の資格及び要件

応募の資格を有するものは、「小牧市指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員及び指定地域密着型サービス事業者等の指定に係る申請者の資格を定める条例（平成 24 年小牧市条例第 35 号）」に掲げる要件を満たした法人格を有し、次に掲げる要件を満たすものとします。

- ①令和 8 年度に施設整備（建設工事）を着工し、完了させ、令和 9 年度には事業を始められること。
- ②介護保険法第 78 条の 2 第 4 項及び第 115 条の 12 第 2 項に定める欠格事項に該当しないこと。
- ③応募者は、設置主体の理事長等代表者であること。

※ただし、上記に関わらず、応募日において次の事項に該当する場合は、応募することができません。

- ・ 法律行為を行う能力を有しない者
- ・ 破産者で復権を得ない者
- ・ 拘禁刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつてから 5 年を経過していない者
- ・ 労働に関する法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつてから 5 年を経過していない者
- ・ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項（同項を準用する場合を含む。）の規定により小牧市における一般競争入札等の参加を制限されている者
- ・ 地方自治法第 244 条の 2 第 1 項の規定による指定の取消しを受けたことがある者（他の自治体で指定を取り消された場合を含む。）
- ・ 小牧市における事業者募集の手續において、その公正な手續を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- ・ 法人税、所得税、消費税及び地方消費税、事業税、固定資産税並びに住民税を滞納している者
- ・ 「小牧市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」に基づく排除措置に該当する者
- ・ 本業務を円滑に遂行する上で、安定的かつ健全な財政能力を有しない者

4 募集する施設の要件

- (1) 「小牧市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 24 年小牧市条例第 36 号)」及び「小牧市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成 24 年小牧市条例第 37 号）」で定めるそれぞれの基準を満たすものとします。

また、建築基準法、消防法等、関連する法令を遵守するよう留意してください。

- (2) 建物は、次に掲げる要件を満たすものとします。

- ①周辺の環境にあった外観に配慮すること。
- ②快適な日常生活を営むのに適した規模及び構造設備を有すること。

- ③建物の配置及び構造が、日照、採光、換気等の利用者の保健衛生及び騒音、煤煙、悪臭、振動等の公害対策について十分考慮されたものであること。
- ④建物に当該事業の利用を制限する恐れのある権利が存しないことが確認できること。
- ⑤整備する建物を借家とする場合、その賃貸借に係る契約期間は事業の安定的、継続的な運営を確保できる期間とすること。
- ⑥施設整備補助金を活用して整備を行う場合は、消防法上の設置基準に関わらず、施設にスプリンクラーを設置すること。

5 土地

- (1) 整備する土地を借地とする場合、その賃貸借に係る契約期間は事業の安定的、継続的な運営を確保できる期間とします。
- (2) 土地の確保、取得等については各事業者自らの責任で行っていただきます。また、市街化調整区域内で計画される場合は、土地利用上の規制がありますので、事前に建築課、農政課等にご確認ください。
- (3) 認知症対応型共同生活介護は、利用者の家族との交流の機会の確保や地域住民との交流の観点から、住宅地または住宅地と同程度の地域の中にあることが望ましい。
- (4) 地域密着型サービスを行うにあたり、地域に根ざし地域に開かれたサービスとするため、事業予定地の地域住民等に事前に説明会を開くなど周知をし、理解を得るようにしてください。ただし、周知にあたっては、小牧市に応募の段階であるため、事業予定者として選定されない場合がある旨を資料等に記載するなど、事業所の開設が決定したかのような誤解を招くことの無いよう、十分に注意をしてください。

6 小牧市補助金

- (1) 施設整備補助金については小牧市の予算の範囲内で交付する予定ですが、予算の議決を得られないなどの場合は予告なく変更し、補助金を交付しない場合があります。
- (2) 市の補助は県の補助金を財源として実施するものです。選定されても、県の補助金の交付対象とならなかった場合には、補助対象となりません。

7 地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準等

- (1) 地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準

「小牧市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」及び「小牧市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」によるものとします。

また、人員基準上の配置職員等に義務付けられている研修（認知症対応型サービス事業開設者研修、認知症対応型サービス事業管理者研修、認知症介護実践者研修等）については受講済み又は受講修了が見込まれる状態にあることが必要です。

なお、防火・防災対策及びこれに係る設備については、小牧市消防本部と協議し、その指示に従ってください。

(2) 地域密着型サービスの介護報酬単位

「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年厚生労働省告示第 126 号）」及び「指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成 18 年厚生労働省告示第 128 号)」によるものとします。

8 関係法令等の遵守

応募にあたっては、老人福祉法、介護保険法、都市計画法、建築基準法、消防法等の関係法令を遵守することが必要となりますが、特に建設予定地を開発する際、次に掲げられた手続きを必要とする場合があるため、開発が可能かどうか事前に小牧市役所の関係課に確認してください。

- ① 都市計画法に基づく開発許可(建築課)
- ② 農業振興地域の除外(農政課)
- ③ 農地法に基づく農地転用(農政課)

9 応募方法

(1) 提出書類及び提出部数

下記に定める提出書類一式 正本1部、副本14部

書類番号	提出書類	留意事項	様式
①	地域密着型サービス事業所の設置に係る応募申出書		様式1
②	事業計画書		様式2
③	開設提案書		様式3
④	人員配置表		様式3別紙1
⑤	従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表		参考様式1
⑥	法人の経営状況		様式3別紙2
⑦	法人全体の過去3年間の決算書及び決算附属書	貸借対照表、損益計算書、勘定科目内訳明細書、財産目録等	
⑧	介護部門についての過去3年間の収支決算状況が分かる資料	同種事業を複数運営している場合は、最も事業規模の大きいもの	
⑨	事業開設までの資金計画について		様式3別紙3
⑩	借入金返済計画書		様式3別紙4
⑪	事業収支計画(3ヵ年)		様式3別紙5
⑫	開設予定地及び建物に関する書類	開設予定地の周辺状況が分かる位置図(地図)と現況写真を添付	様式4
⑬	土地、建物の登記簿謄本	・応募日前3か月以内に発行されたもの ・借地、借家の場合も提出すること	
⑭	土地、建物の契約書の写し	契約の締結にかかる「覚書」等の写し	様式自由
⑮	誓約書		様式5
⑯	暴力団排除に関する誓約書		様式6
⑰	建物計画図 (平面図・立面図・配置図)	・用途、室別面積、廊下幅等を記載すること ・生活動線が分かるように、家具の配置等についても記載すること	
⑱	法人登記簿謄本	応募日前3か月以内に発行されたもの	
⑲	事業スケジュール	開設までの日程表	様式自由

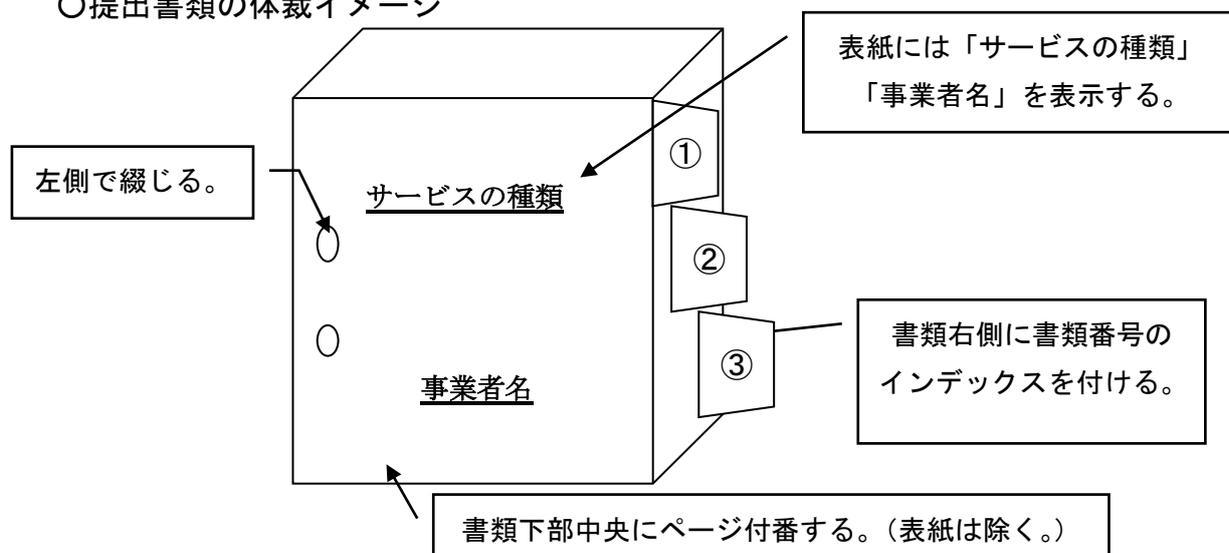
※【様式1～様式6】については指定様式となっており、小牧市ホームページからダウンロードできます。(用紙が足りない場合は任意で追加してください。)

(2) 提出書類の体裁

提出書類は、以下に記す体裁を整えてください。

- ・表紙に「サービスの種類」、「事業者名」を記載してください。
- ・下部中央にページをつけてください。(すべての提出書類について通番となるようにしてください。)
- ・書類番号「①～⑱」のインデックスをつけてください。
- ・全体をバインダー等で綴ってください。
- ・書類は原則としてA4版で作成してください。
- ・図面はA3版で作成し、A4サイズに折り込んでください。

○提出書類の体裁イメージ



(3) 募集受付期間

令和7年7月1日(火)～令和7年8月29日(金)

※受付時間：午前9時～午後5時(土・日曜日、祝日を除く)

(4) 提出先

小牧市役所福祉部介護保険課まで持参により提出してください。

※必ず、13問合せ先まで**電話予約**の上、持参してください。

※郵送、FAX及びインターネット等による受付は行いません。

※応募書類提出にあたり、資料の追加や修正をお願いすることがありますので、締切日直前は避け、日程に余裕を持ってご提出ください。

10 応募に当たっての留意点

- (1) 応募及び選定のために応募事業者が必要となる費用については、全て応募事業者の負担となります。
- (2) 提出された書類の提出期間経過後の差し替え及び再提出は認めません。
- (3) 選定にあたって市が必要と認める場合、追加資料の提出を求める場合があります。
- (4) 市が受理した書類は、理由の如何に関わらず返却しません。
- (5) 応募受理後に辞退する場合には、応募事業者は辞退届(様式自由)を提出してください。郵送及びFAXによる受付は行いません。

11 事業者の選定について

(1) 事業者の選定方法

小牧市介護保険地域密着型サービス運営委員会において、事業者毎に企画提案説明（プレゼンテーション）の聴取を行い、下記の審査項目により事業候補者を1事業者選定し、最終的に市長が事業者を決定します。

なお、選定基準に満たない等の理由により事業者を決定しない場合があります。

審 査 項 目		対応する様式
1 基本理念		
	地域密着型サービスに対する考え方	【様式3】 1①
	個別ケアに対する考え方	【様式3】 1②
	利用者の人権・尊厳（身体拘束廃止等）に対する考え方	【様式3】 1③
2 人員関係		
	人員配置の適正性	【様式3】 2①
	人員確保等の取組み	【様式3】 2②
	地元雇用に対する考え方	【様式3】 2③
	職員の研修制度・人事制度	【様式3】 2④
	職員の育成・接遇に関する取組み	【様式3】 2⑤
3 施設・設備等の関係		
	施設や設備面での利用者への配慮、特に工夫しているところ	【様式3】 3①
	日常的な点検体制の内容	【様式3】 3②
	事故発生時の対応	【様式3】 3③
	危機管理体制の内容	【様式3】 3④
	衛生管理体制の内容、感染症等が疑われる際の対応	【様式3】 3⑤
	業務継続計画の策定	【様式3】 3⑥
4 運営関係		
	利用者の日常生活上の支援	【様式3】 4①
	苦情解決体制の内容	【様式3】 4②
	利用者への公正・公平な対応のための取組み	【様式3】 4③
	利用料・実費分（食費、居住費等）の設定内容	【様式3】 4④
	利用者家族との関係向上に向けた取組み	【様式3】 4⑤
	地域との連携に関する取組み	【様式3】 4⑥
	協力医療機関との連携方法	【様式3】 4⑦
	医療必要度の高い利用者に対する取組み	【様式3】 4⑧
	ターミナルケアへの取組み	【様式3】 4⑨
5 その他		
	事業者（法人）としての過去3年間の決算の収支状況	【様式3】 5①
	同種の事業の運営実績及び経験	【様式3】 5②
	事業開設までの資金計画について	【様式3】 5③
	開設後の事業収支計画について	【様式3】 5④
	開設予定地の立地環境等について	【様式2・様式4】

(2) 企画提案説明（プレゼンテーション）の日程

日にち：令和7年10月16日（木）（予定）

※プレゼンテーションの詳細については、応募事業者に事前に通知します。

(3) 選定結果

11月下旬頃に応募されたすべての事業者に選定結果を文書により通知します。
選定された事業者名等については小牧市ホームページで公表いたします。

(4) その他

- ① 事業者決定後、応募の際提出した内容と実際の事業計画が著しく異なる場合は、事業者の決定を取り消す場合があります。
- ② 事業者決定後、地域住民の理解が得られなかった場合は、事業者の決定を取り消す場合があります。
- ③ 事業者決定された場合にあっても、介護保険法における指定が確定されたものではありませんので、開設準備が整った時点で、小牧市に介護保険法第78条の2に規定する指定地域密着型サービス事業者および同法第115条の12に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定申請を行っていただきます。
その際、基準を満たしていない等の事実が認められる場合、地域密着型サービス事業者として指定しない場合があります。

12 質問事項

(1) 今回の募集に関する質問は、次に定める質問受付期間内に質問票（参考様式2）に簡潔に記入の上、**13 問合せ先**まで持参、FAXまたはメールのいずれかにより提出してください。なお、質問受付期間以外の質問、電話など口頭による質問の受付は行いません。

(2) 質問受付期間

令和7年6月2日（月）～6月20日（金）

持参の場合は、午前9時～午後5時までで、土・日曜日を除きます。

(3) 回答時期及び方法

① 時期 令和7年6月27日（金）予定

② 方法 小牧市ホームページで回答書を公開します。

13 問合せ先

小牧市役所 福祉部 介護保険課 保険資格係 （担当）松浦

〒485-8650 小牧市堀の内三丁目1番地（本庁舎1階）

TEL：0568-76-1197（直通）

FAX：0568-76-4595

E-mail：kaigo@city.komaki.lg.jp